

今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応

各種ハラスメント・外国人労働・過労死等長時間労働等の 知らないと経営責任を負うリスクへの対応は

「ビジネスと人権」は、2011年に国連で全会一致で採択された「指導原則」に基づく国連の活動ですが、わが国の国内の企業活動とは関係がないと思っている経営者の皆様が多いのではないのでしょうか。

しかし、本活動は国ではなく企業に責任を求めるものであり、自社内のみならずサプライヤー・取引先・関係の地域住民などの人権を考えた経営を進めていかなければ、社会的な評判の低下のみならず、訴訟による事業活動の棄損や採用・人事管理の点でも不利になってきます。

本講座では、労働法の第一人者である安西弁護士が、「ビジネスと人権」とは何か、企業活動との関わりは、国連の指導原則とわが国の策定の行動計画、企業責任が問われる25の人権分野を解説したうえで、各種ハラスメント・外国人労働・過労死等長時間労働等の企業が特に注意すべき人権侵害と企業の対応策を、判例を交えてわかりやすく講義していきます。

経営者・経営幹部、人事労務・総務部門の管理者・担当者ならびに企業を指導する社会保険労務士の方々など、多くの方々にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

日時 令和8年 3月12日(木) 13時30分～16時30分

場所 高松商工会議所会館 5階 501会議室 (高松市番町2丁目2番2号)

講師 安西法律事務所 弁護士 あん ざい 安西 まさる 愈 氏

講師紹介



昭和33年 高松商業高校卒業後、香川労働基準局に入局。昭和39年 労働省労働基準局監督課へ配置換え、昭和43年 勤務中に司法試験合格、昭和44年 労働省退職、昭和46年 弁護士登録、現在に至る。

この間、第一東京弁護士会副会長(昭和60年)、中央大学講師(昭和62年～平成15年)、東京地方最低賃金審議会会長(平成11年～24年)などを歴任、第一東京弁護士会労働法制委員長(平成17年～)、東京三弁護士会労働訴訟等協議会議長(平成27年)

〔著書〕

「トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識」、「部下を持つ人のための人事・労務の法律」、「人事の法律常識」、「新版 労働者派遣法の法律実務」 など多数

講座内容

- | | | |
|---|---|--|
| 1. 「ビジネスと人権」とは何か
人権への取組が事業活動に不可欠な時代 | ⋮ | 4. 企業責任が問われる25の人権分野とは
企業活動と人権リスクへの対応は重要な経営者の責務 |
| 2. 地場の中小企業は関係ないか
自社のみならずサプライヤー・取引先・関係の地域住民などの人権も | ⋮ | 5. わが国企業の特に注意すべき人権侵害とは
各種ハラスメント・外国人労働・過労死等長時間労働 |
| 3. 国連の指導原則とわが国の策定の行動計画は
企業の責任を問う国連と国の基準を知ること | ⋮ | 6. 「ビジネスと人権」の日本的な拡大
人材侵害への影響基準とマスコミ等の問題 |

申 込 要 領

申込方法・支払方法

- ・下記「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、**2月24日(火)**までにFAXまたはメールに必要事項を記載のうえ、お申込ください。なお、受付票は発行いたしませんので、直接会場までお越し下さい。
- ・準備の都合上、**2月24日(火)**以降の参加取消しの場合、参加費の返却はいたしかねますので、代理の方のご参加をお願いします。
- ・お手数ですが、下記口座まで参加費をお振込み下さるようお願いいたします。**お振込みの場合、振込控をもって領収証に代えさせていただきます。**なお、恐れ入りますが、振込手数料は貴社・団体にでご負担をお願いいたします。

参加費・振込先

《参加費》(1名につき)

香川県経営者協会・香川県労士会、 労働法ビジネスセミナー会員	11,000円 (資料代等を含みます)
会 員 外	13,000円 (")

《振込先》

	百十四銀行本店	香川銀行本店
口座(普通)	1233480	3503823
名義(共通)	香川県経営者協会	

お申込み・お問い合わせ

香川県経営者協会

「令和7年度 労働法実践セミナー」係

(担当：谷口)

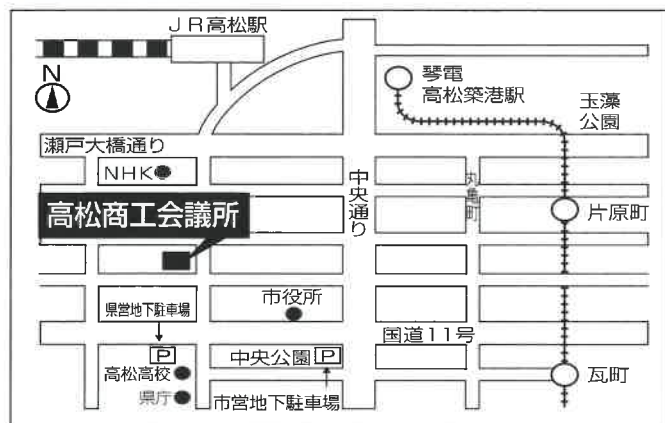
〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号

TEL (087) 821-4691 FAX (087) 825-9274

個人情報の取扱について

- (1) 参加お申込みによりご提示いただきました個人情報は、本セミナーに関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理ならびに当協会が主催・実施する各種事業におけるサービスのご提供や事業のご案内のために利用させていただきます。法令に基づく場合等を除き、事業関係者以外の第三者に開示・提供いたしません。
- (2) 本パンフレット記載事項の無断転載をお断りいたします。

会 場 案 内



- JR高松駅より徒歩で約10分、車で約5分
- 高松中央I.Cより車で約20分
- 高松西I.Cより車で約20分

※会場の駐車場は利用できませんのでご了承ください。

令和 年 月 日

FAX : 087-825-9274

メールアドレス : toiwase@kagawakeikyo.jp

香川県経営者協会 行き 「令和7年度 労働法実践セミナー（安西弁護士）」参加申込書

会社・団体名

所在地 〒 —

申込責任者(所属・役職)

氏 名

TEL () —

FAX () —

● 請 求 書 (要 ・ 否)

	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	参加方法及びメールアドレス (オンライン参加の場合のみ記載)
会員・ 会員外			会場参加 ・ オンライン参加 (いずれかに○) アドレス:
会員・ 会員外			会場参加 ・ オンライン参加 (いずれかに○) アドレス:
会員・ 会員外			会場参加 ・ オンライン参加 (いずれかに○) アドレス:

参加費 円× 名＝ 円(銀行 月 日振込予定) ※参加者多数の場合は、本申込書をコピーしご利用ください。